



港区新橋5-15-5
交通ビル4F

国労東日本本部

発行責任者 松井正義

編集責任者 伊藤隆夫

2014年
4月30日
NO. 35

ダイジェスト版

みんなが
待っています。
あなたの力を
国労へ
HP <http://www.e-nru.com>

「労働条件に関する協約」改訂 4月28日 第5回目交渉が開催される!

組合 人事考課の透明性を求める!

会社

試験は社員のモチベーションを下げるための制度ではない。
また、運用は、公平・公正に取り扱っている。信用してもらえない。

第5回目の交渉は、「第7章 表彰」から再開し、「第8章 懲戒」「第3編 昇進」「第5編 業務災害補償」「第6編 賃金」の手当関係を行いました。以下ポイントについてのみ報告します。

< 組合側 >



< 会社側 >

[懲戒]

●懲戒の基準について、「その他著しく不都合な行為を行った場合」とは非常にファジーである。これ以外は、具体的に記載されているにも関わらず、最後にすべて網羅されることは懲戒の拡大と懸念。削除を求める。

●懲戒権を乱用するなど、企業が恣意的に出来ない体制にもなっている。やるつもりもない。ご安心をいただきたい。

[昇進]

●評定の考え方が、各職場によって違う。公平性を求める!

●職種によってのアンバランスは出るが、全体的には問題なく主観のある運用はしていない。人材育成に片寄りや違いがあってはいけない。その事を現場管理者に期待している。

●人事に関与したり、個人情報を扱う業務をする管理者は非組合員化すべきだ!

●意見は承知している。管理者は業務でやっている。また、管理者としての適性・モラルなど資質についても慎重にみて昇進をしている。

●個人情報の適切な管理は、誰が判断するのか、新入社員の情報を含めて極めてグレーだ!

●不適切な取り扱い、業務上不必要な取り扱いは厳正に対処する。

[手当]

●都市・扶養・設備関係社員の自動車運転・深夜早朝・緊急呼出・第2基本給・旅費などの諸手当の改善を求める

●現段階では考えていない。

昨年の9月に始まったこの交渉も、5回目の交渉にて「基本要素」「具体的要素」については終了しました。今後、「付帯要素について」となります。時代にあったルールづくり、職場で働く仲間の努力に応え得る環境整備に向けともに頑張りましょう!